

特定建設作業実施届出書の手引き

騒音規制法

振動規制法

目次

特定建設作業実施届出の概要	1
騒音規制法に係る特定建設作業	3
振動規制法に係る特定建設作業	4
特定建設作業の種類 適用一覧表	5

令和3年1月

越前市

環境政策課

特定建設作業実施届出書の概要

建設作業に伴う騒音・振動は、市民の生活環境に大きな影響を及ぼします。そのため国は、建設作業のなかでも特に著しい騒音・振動を発生させるおそれのある特定建設作業を政令で定め、作業を実施する市町村の長に事前に届け出ることを義務付けています。

● 建設作業で苦情を発生させないために！

- 1) 工事を行う現場の周辺住民に、あらかじめ工事の内容、期間、時間帯、防音・防振対策等について説明をしておきましょう。
- 2) 周辺から苦情が発生した場合に対応できる人員配置をしましょう。
- 3) 工事の計画は現場の下見をしっかりとしたうえで、できる限り低騒音・低振動工法採用しましょう。また、下請け業者が作業を行う場合は、元請け業者が責任をもって指導してください。
- 4) 作業に伴う騒音・振動だけでなく、粉じん*や工事排水にも配慮してください。

*特定粉じん(アスベスト)が発生する場合は、県への「特定粉じん排出等作業実施届出書」の届出も必要です。



● 特定建設作業実施届出について

越前市においては、都市計画法で定める用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域が、騒音及び振動の規制地域に指定されています。騒音・振動規制地域の詳細についてはお問い合わせください。また、市ホームページでも閲覧できます。

規制地域内で騒音規制法又は振動規制法に係る特定建設作業を実施する場合には、「特定建設作業実施届出書」の提出が必要です。届出を怠った場合には、法により罰則が適用される場合があります。

★ 届出についての留意点

- 1) 届出は特定建設作業を開始する7日前までに行うこと。
 - * 1日で作業が終了する場合には届出不要です。
 - * 災害、その他非常事態による特定建設作業の場合は、作業開始後、届出準備が整った時点で速やかに届出してください。
- 2) 正・副の2部提出すること。副は写しでもかまいません。副は事務処理後に後日返送します。届出が受理された証明となります。
- 3) 特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 4) 届出義務者は、発注者から工事を請け負った者（元請け業者）になります。
- 5) 「特定建設作業の場所の付近の見取図」及び「特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した特定建設作業工事工程表」を必ず添付すること。
- 6) 可能な場合は、特定建設作業に使用される政令で定める機械等の仕様書の写しを添付してください。



騒音規制法に係る特定建設作業

1) 騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類	備 考
① くい打機、くい抜機、くい打 くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい打機をアースオー ーガーと併用する作業を除く
② びょう打機を使用する作業	
③ さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日におけ る当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を越えない 作業に限る
④ 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その定格出 力が 15 kW 以上のものに限る（さく岩機の動力として使 用する作業を除く）
⑤ コンクリートプラント又はア スファルトを設けて行う作業	混練機の混練量がコンクリートプラントは 0.45 m ³ 以上、 アスファルトプラントは 200 kg 以上のものに限る（モル タル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作 業を除く）
⑥ バックホウを使用する作業	原動機の定格出力 80 kW 以上 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く
⑦ トラクターショベルを使用 する作業	原動機の定格出力 70 kW 以上 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く
⑧ ブルドーザーを使用する 作業	原動機の定格出力 40 kW 以上 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く

2) 騒音規制基準

1) 騒音の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で 85 dB 以下
2) 夜間、深夜作業の禁止	第 1 号区域：午後 7 時～翌午前 7 時
	第 2 号区域：午後 10 時～翌午前 6 時
3) 1 日の作業時間の制限	第 1 号区域：1 日につき 10 時間
	第 2 号区域：1 日につき 14 時間
4) 作業期間の制限	連続して 6 日間を超えないこと（同一場所において）
5) 日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

第 1 号区域：騒音を規制する第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全区域並びに第 4 種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院及び患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 80 m 以内の区域

第 2 号区域：騒音を規制する第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域

*適用除外：災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急の行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するための特定建設作業を行う必要がある場合、その他法令で許可された時間帯に特定建設作業を行う場合等

振動規制法に係る特定建設作業

1) 振動規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類	備考
① くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
③ 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
④ ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。また、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

2) 振動規制基準

1) 振動の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で75 dB以下
2) 夜間、深夜作業の禁止	第1号区域：午後7時～翌午前7時
	第2号区域：午後10時～翌午前6時
3) 1日の作業時間の制限	第1号区域：1日につき10時間
	第2号区域：1日につき14時間
4) 作業期間の制限	連続して6日間を超えないこと（同一場所において）
5) 日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

備考：規制の区域及び適用除外については、建設騒音と同様である。

特定建設作業の種類 適用一覧表

特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法
くい打機を使用する作業		
圧入式	○	—
アースオーガーを併用	—	○
その他	○	○
くい抜機を使用する作業	○	○(油圧式除く)
くい打くい抜機を使用する作業	○	○
びょう打機を使用する作業	○	—
さく岩機を使用する作業		
手持式ブレイカー	○	—
手持式以外のブレイカー	○	○
その他（レックドリル、ビッグハンマ等）	○	—
空気圧縮機を使用する作業	○	—
コンクリートプラント又はアスファルトを設けて行う作業	○	—
バックホウを使用する作業 * 原動機の定格出力 80kW以下届出不要 * 環境省指定低騒音型建設機械届出不要	○	—
トラクターショベルを使用する作業 * 原動機の定格出力 70kW以下届出不要 * 環境省指定低騒音型建設機械届出不要	○	—
ブルドーザーを使用する作業 * 原動機の定格出力 40kW以下届出不要 * 環境省指定低騒音型建設機械届出不要	○	—
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	○
舗装版破砕機を使用する作業	—	○

備考：規制地域内で行う各建設作業の種類において○印の項目について届出が必要

騒音・振動の目安（参考）

①騒音の目安

デシベル(dB)	騒音の目安
120	飛行機離着陸直下
110	自動車の警笛（前方2 m）
100	電車通過時のガード下
90	大声、犬の鳴声
80	バスの車内、セミの鳴き声
70	にぎやかな街頭、ファミリーレストラン内
60	日常の会話、銀行・役所の窓口
50	静かな事務室、書店
40	夜間の静かな住宅地、図書館

②振動の目安

デシベル(dB)	振動の目安
95～105	壁に亀裂が入り、煙突、石垣等が破損することもある
85～95	家屋が揺れ、すわりの悪いものは倒れることもある
75～85	戸、障子がガタガタと音をたてる
65～75	多数の人が気づき、戸、障子が僅かに動く
55～65	動いていない人のみ感じる程度
45～55	人体では感じない程度

● 届出の手続きについて

- 1) 届出書は、正副 2 部を越前市環境政策課窓口に提出してください。
- 2) 届出様式は、窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。
ホームページでは、規制地域を参照することもできます。

問い合わせ先

越前市役所 産業環境部環境政策課

〒915-8530 越前市府中一丁目 13-7

TEL 0778-22-5342

FAX 0778-22-5167